

狂犬病予防集団注射を実施します

犬の飼い主は、狂犬病予防法により年に1回狂犬病予防注射を受けさせ、その証明となる「注射済票」の交付を受けなければなりません。

狂犬病は、治療法がなく、発症するとほぼ100%死亡します。

市内でも毎年飼い犬による咬傷事故が発生しています。

大切なペットと人の安全のために、狂犬病予防注射を受けさせ、犬に「注射済票」を装着しましょう。

当日の問診結果によっては接種ができない場合があります。



対 生後91日以上のすべての犬(室内犬や小型犬含む)

※犬の登録をしているすべての飼い主に問診票付きの文書を送付します。登録内容を確認の上、当日お持ちください。

料

▽狂犬病予防注射のみ

1頭3,150円

▽新規登録と狂犬病予防注射

1頭6,150円

●注意事項 荒天時は中止や延期の場合があります。事前に市ホームページをご確認ください。

ID 25592

●マイクロチップを装着している犬の手続き

集団注射での接種の前にマイクロチップ情報サイトでの登録手続きを行ってください。

HP <http://reg.mc.env.go.jp>

go.jp

▽新規登録(飼い始め)

マイクロチップの飼い主の変更登録を行ってください。

▽転入 マイクロチップの住所の変更登録を行ってください。

問 環境課



会場	時間
4月24日(休)	
平等寺公民館	9時30分～9時40分
山口ふれあい広場 (大歳神社付近)	10時～10時15分
山口コミュニティセンター	10時35分～10時50分
むさしヶ丘公民館	11時10分～11時25分
立明寺公民館	11時45分～12時
曙町公民館	13時30分～13時45分
京町児童センター	14時5分～14時20分
4月25日(金)	
馬市公民館	9時30分～9時40分
隈公民館	10時～10時10分
光が丘公民館	10時30分～10時50分
美しが丘南公民館	11時10分～11時30分
原田新町分館	13時～13時15分
筑紫南コミュニティセンター	13時35分～14時5分
美しが丘北公民館	14時25分～14時40分
5月13日(火)	
生涯学習センター	9時30分～10時10分
塔原公民館	10時30分～10時40分
天拝坂公民館	11時～11時30分
北杉塚公民館	11時50分～12時
5月14日(水)	
天山公民館	9時30分～9時40分
山家コミュニティセンター	10時～10時20分
上阿志岐東公民館	10時40分～10時50分
御笠コミュニティセンター	11時10分～11時30分
宮の森公民館	13時～13時20分
葉光ヶ丘集会所	13時40分～14時
竜岩自然の家	14時20分～14時35分
5月15日(木)	
永岡隣保館	9時30分～9時50分
桜台公民館	10時10分～10時25分
筑紫コミュニティセンター	10時45分～11時20分
カミーリヤ	13時～13時30分
牛島公民館	13時50分～14時15分
5月18日(日)	
筑紫野市役所	11時20分～13時

住民税非課税世帯への 物価高騰支援給付金

物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯を支援するため、次の給付金を支給します。

①令和6年度第2回住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金

②物価高騰支援給付金給付世帯ごとも加算

【対】令和6年12月13日時点で本市の住民基本台帳に記録されている人で、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯の世帯主。

※住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯を除く。

●給付額 1世帯当たり3万円

●加算額 対象世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯には、子ども1人当たり2万円を加算して支給（平成18年4月2日生まれ以降の子どもが対象）

●給付方法 3月上旬に対象世帯に通知を郵送しますのでご確認ください。世帯により通知時期が異なることがあります。

▽手続きが不要の場合

令和5年度「住民税非課税世帯への物価高騰追加支援給付金」(7万円

給付金)または令和6年度「新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰支援給付金」(10万円給付金)を受給し、引き続き対象となる世帯には「支給のお知らせ」を郵送します。

「支給のお知らせ」が届いた世帯は、原則申請不要です。7万円給付金または10万円給付金と同じ受給口座に支給します。

受給を希望しない場合や受給口座を変更する場合は、3月11日(火)16時までにコールセンターへ申し出てください。

▽手続きが必要な場合
筑紫野市で7万円給付金または10万円給付金を受給していない世帯で対象となる世帯は、世帯主に案内を郵送します。

必要事項・受給口座を記入の上、必要書類を貼付してご提出ください。

締 6月30日(月)消印有効

ID 399926

問 住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金コールセンター

☎ (923) 6363 (平日9時～16時)

休日に引っ越しの手続きができます

引っ越しで住所が変更になる場合、住民票の異動届出が必要です。平日、仕事などで手続きができない人は、この機会をご利用ください。

他の市区町村や関係機関への確認が必要な場合、当日に受付や証明書の交付ができない場合があります。手続きの内容や必要書類は関係する課に事前に問い合わせください。

●休日開庁日 3月29日(土)・4月6日(日)、9時～12時

●取扱業務 住民票の異動届出(転入、転居、転出)とそれに伴う諸手続き、証明書の発行(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書など)、印鑑登録業務、マイナンバーカードの交付など

※一部取り扱いできない業務があります。

●必要書類

▽届出人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

▽委任状(代理人による届出の場合)

▽転出証明書(市外から転入する人のみ)

▽マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書持っている人

問 市民課

転入、転居、転出に伴う諸手続き	問い合わせ先
○国民健康保険に関する事	国保年金課 国保担当
○後期高齢者医療保険に関する事	国保年金課 医療年金担当
○子ども医療に関する事	
○ひとり親家庭等医療に関する事	
○重度障がい者医療に関する事	
○児童手当に関する事	こども政策課 給付・支援担当
○(特別)児童扶養手当に関する事	高齢者支援課 介護保険担当
○介護保険に関する事	生活福祉課 障がい者福祉担当
○障がい者手帳に関する事	学校教育課 学校教育担当
○自立支援医療受給者証に関する事	
○小・中学校に関する事	学校教育局 学校教育担当
○所得・課税証明に関する事	税務課 市民税担当

※手続きによっては受付ができない場合があります。